

高等学校卒業後に日本での就労を考えている 外国籍を有する高校生の方へ

入国管理局においては、以下の①～④の全てに該当する方が、高等学校卒業後に日本で就労する場合、「定住者」への在留資格の変更を認めています。

- ① 現在、在留資格「家族滞在」で日本に滞在していること
- ② 日本において義務教育の大半を修了していること(※1)
- ③ 就労先が決定又は内定していること(※2)
- ④ 住居地の届出等、公的義務を履行していること

(※1) 小学校中学年までに来日し、小学校、中学校及び高等学校を卒業する方が対象となります(少なくとも小学校4年生のおおむね1年間を在学し、その後引き続き在学していることが必要です。)

(※2) 資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労する場合に対象となります。

また、②に該当しない方であっても、一定の要件を満たす方には就労可能な「特定活動」への在留資格の変更を認めています(※3)。

(※3) 少なくとも中学校3年生のおおむね1年間を在学し、中学校及び高等学校を卒業する方については、扶養者である父又は母との同居を条件に、「特定活動」の在留資格への変更が認められる場合がありますので、最寄りの地方入国管理局へお問い合わせください。

在留資格変更申請の際の提出資料

申請の際には、日本での活動内容に応じた資料として、以下を御提出ください。また、申請いただいた後に、入国管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。

- ① 申請書(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
- ② 履歴書(日本において義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)
- ③ 日本の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)
- ④ 日本の高等学校を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類
- ⑤ 日本の企業等に雇用されること(内定を含む)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)
- ⑥ 扶養者による身元保証書
- ⑦ 住民票(世帯全員の記載があるもの。マイナンバーは記載しないでください。)

<問い合わせ先>

札幌入国管理局	TEL 011-261-7502	大阪入国管理局	TEL 06-4703-2100
仙台入国管理局	TEL 022-256-6076	神戸支局	TEL 078-391-6377
東京入国管理局	TEL 03-5796-7111	広島入国管理局	TEL 082-221-4411
横浜支局	TEL 045-769-1720	高松入国管理局	TEL 087-822-5852
名古屋入国管理局	TEL 052-559-2150	福岡入国管理局	TEL 092-717-5420
		那覇支局	TEL 098-832-4185